

「プラスチックの持続可能な利用」に向けた新たなビジネスモデル事業公募要項

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、昨年12月にその実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

本戦略では、資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付け、これまでの大量消費型の資源利用の在り方を見直し、ライフスタイルの変革を速やかに進めていくこととしています。中でも、プラスチック対策は、重点的対策が必要な分野の一つとされ、より詳細な取組内容等を示した「プラスチック削減プログラム」を策定し、プラスチックに係る都が進めるべき施策について長期的な視点と具体的目標を掲げました。

本要項は、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減やリサイクル・再生プラスチック利用の促進を行う取組を先駆的に実施する事業（以下「本事業」という。）を、都と共同で遂行する事業者を募集するものです。

2 公募の概要

（1）公募の対象

本事業に係る公募の対象は、都内におけるプラスチックの持続可能な利用を実現するための新たな仕組みや体制の構築等につながる先導的事业であって、表1左欄に掲げる新たなビジネスモデルを検証し、同表中欄に掲げる期待される効果を達成する事業とします。

応募者は、表1左欄に掲げる新たなビジネスモデルのうち1つを選択し、提案する事業にテーマを設定した上で、当該ビジネスモデルを検証する事業を提案してください。ただし、関連技術が既に確立されているなど、実現性が高いものであって、令和2年度以降おおむね3年以内に、提案された仕組みや制度を構築することが可能なものに限りま

表 1 公募の対象となる事業

| 新たなビジネスモデル | 期待される効果 | 事業例 |
|-------------------------|---|--|
| (1) ワンウェイプラスチックの削減 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの焼却処理の削減によるCO₂の削減 ・新素材、新技術の新たな市場創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者、製造業者等と連携し、リデュース・リユースによってワンウェイプラスチックを削減する仕組みを構築 ・商品提供の際に容器包装等を減らす仕組みやプラスチックに代わる素材を効果的に回収する仕組みの構築 |
| (2) リサイクル・再生プラスチック利用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチックの利用を活性化 ・拡大生産者責任の促進 ・持続可能な資源利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理・再生資源事業者、製造業者等が連携し、再生プラスチックを利用した製品を製造販売する仕組みを構築 ・小売店等において、消費者が積極的に再生プラスチック製品を購入する仕組みを構築 ・環境配慮設計による単一素材化又は解体性の向上を図った製品の販売構築 ・水平リサイクルの仕組みを構築 |

(2) 審査及び事業の採択

学識経験者を含む委員で構成する「資源循環推進に係る技術等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、本要項に基づき提案していただいた事業の内容を厳正に審査の上、2件程度の事業を採択する予定です。

(3) 応募者の要件

本事業に係る公募に応募できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- ア 本事業の実施結果を踏まえ、都内において提案する取組の仕組みづくり、制度の構築を想定する者であること。
- イ 次のいずれにも該当しないものであること。
 - (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (イ) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）
 - (ウ) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - (エ) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(4) 本事業の進め方

本事業の実施に当たっては、都と4（2）による審査結果の通知を受け、本事業を実施することが決定した事業者（以下「事業実施者」という。）との間でその実施内容、方法、業務分担、費用負担等を規定する協定（以下「協定」という。）を締結します（表2参照）。

また、都の職員及び事業実施者（事業実施者が他の事業者業務の一部を委託した場合における当該委託先の事業者を含む。）の従業員によって構成する定例的な会議の場を設け、本事業の進行管理を行います。

なお、事業実施者が、他の事業者¹に業務の一部を委託する場合²にあつては、当該委託先の事業者の名称等、当該委託する業務の内容、当該委託に係る費用等について、事前に都の承認を得ることとします。

表2 主な業務分担（例）

| 都 | 事業実施者 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施に要する費用の一部の負担 ・ 本事業に関する助言 ・ 実施場所を所管する区市町村や業界団体との調整窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施体制の構築 ・ 本事業の実施場所の選定 ・ 本事業における他の関与者との調整 ・ 本事業の実施結果の取りまとめ ・ 本事業の取組の実現に向けた課題等の整理 |

（5）本事業に係るスケジュール

- ア 公募期間 令和2年5月25日（月曜日）から7月10日（金曜日）まで
- イ 審査時期 令和2年7月下旬（予定）
- ウ 審査結果通知時期 令和2年8月上中旬（予定）

（6）本事業の実施期間

協定を締結した日から令和3年2月26日まで

3 応募手続等

（1）提出書類

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の①から⑦までの書類のうち①から③までの書類について、別紙記載方法を参考に作成してください。

①から③までの書類作成後、A4判のファイルに綴じた上、正本1部（両面印刷）、副本10部（両面印刷）及び電子媒体1部（CD-R 又は DVD による。正本に添付）を都に提出してください。

また、添付書類として、法人の場合は④から⑦までの書類を各1部、個人の場合は⑥及び⑦の書類を各1部提出してください。

- ① 様式1 提案申請書 A4判（縦）
- ② 様式2 提案書 A4判（縦）
- ③ 様式3 提案書要約 A3判（横）1枚
- ④ 法人の登記事項証明書（原本）
- ⑤ 定款又は寄附行為（写し）
- ⑥ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）
- ⑦ 印鑑証明書（原本）

様式1から様式3までは、次のホームページからダウンロードすることもできます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/single_use_plastics/index.html

(2) 提出方法

(3) の提出先へ持込み又は郵送により提出してください。

(3) 提出先

東京都環境局資源循環推進部計画課

「プラスチック 3Rモデル事業」担当 宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 1 9 階北側

(4) 公募期間（受付期間）

令和 2 年 5 月 2 5 日（月曜日）から 7 月 1 0 日（金曜日）まで（必着）

※ 持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する祝日をいう。）を除き、午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く。）までとします。

※ 郵送による提出の場合は、公募期間中に必着するようにしてください。

4 提案された事業内容に関する審査等

(1) 審査方法

審査委員会において、応募者から提案された事業の内容について、表 3 左欄に掲げる審査項目ごとに当該右欄に掲げる審査の視点から総合的に審査を行います。

なお、必要に応じて、提案された事業の内容に関するヒアリング等を実施する場合があります。

表 3 審査項目及び審査の視点

| 審査項目 | 審査の視点 |
|----------|---|
| 事業企画の妥当性 | <ul style="list-style-type: none">・提案事業の目的がゼロエミッション東京戦略に示した趣旨・目的に適合しているか・プラスチック削減プログラムの長期的視点や目標の達成に向けた要素が盛り込まれているか・これまでにない先進性の高い（独自性のある）取組か |
| 事業の効果 | <ul style="list-style-type: none">・提案された取組により、資源循環の促進、環境負荷の低減等について高い効果が得られるか・プラスチック製品の 3 R、ワンウェイプラスチックの削減に貢献できる事業であるか・他エリア、他業態への有意な影響の拡大が期待されるか |
| 履行の確実性 | <ul style="list-style-type: none">・事業の目的や内容、経費が明確になっており、本事業を実施するために十分な組織・体制を確保しているか・本事業の実施後に自立できる取組内容か |

(2) 提案された事業の採択・審査結果の通知

審査委員会において、(1) による審査を行った上で提案された事業の採択を行います。審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。

5 実施計画書の提出・協定の締結

事業実施者は、4（2）の審査結果の通知により提案した事業が採択されたときは、当該通知を受けた後速やかに、本事業の実施計画書を作成し、都に提出し、協議することとします。その際、都から当該実施計画書の内容について助言等を行う場合があります。

都との協議が整い次第、都と事業実施者との間で協定を締結します。

6 事業成果物

（1）事業成果物の提出

事業実施者は、本事業を完了した日から起算して10日を経過する日又は2（6）の実施期間の末日のいずれか早い日までに、本事業の実施結果を記載した書類（以下「事業成果物」という。）を都に提出することとします。

事業成果物を提出する際は、電子媒体1部（CD-R 又はDVD に、Word とPDF を収めたもの）及び印刷物1部を都に提出してください。

（2）事業成果物の取扱い

事業成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、都に帰属します。

また、事業成果物は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開とします。

- ア 個人情報（東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第2条第2項に規定するものをいう。）
- イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

7 事業費の支払等

（1）事業費用

都は、本事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費について、本事業の完了後に事業実施者に交付します。ただし、1事業につき15,000千円を上限とします。

なお、支出した経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとします。

（2）支払等

ア 支払時期

支払時期は、本事業の完了後とします。

イ 支払額の確定方法

本事業の完了後、6（1）により事業実施者から提出していただく事業成果物、支払を証する資料等に基づき、支払額を確定します。支払額は、協定で定めた金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の額の合計となります。

このため、支払額の確定に当たっては、本事業を完了した日から起算して10日を経過する日又は2（6）の実施期間の末日のいずれか早い日までに、契約書（写し）、領収書（写し）

等支払を証明できる書類等を都に提出してください。

8 その他

本事業の公募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

9 公募全般に関する問合せ先

本事業の公募に関するお問合せは、次の担当宛てに電話又はファクシミリにてお願いします。ただし、審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局資源循環推進部計画課 「プラスチック 3 Rモデル事業」担当

電話番号（直通）：03-5388-3593

ファクシミリ番号：03-5388-1381

別表（7（1）関係）

| 種別 | 使途内容 |
|--|---|
| 旅費 | 本事業の実施に必要な都及び本事業に係る他の関与者との打合せ、業界団体の調整、官公署への申請等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者、外部専門家等とする。） |
| 通信運搬費 | 本事業の実施に必要なと判断される郵便物の送付、物品の輸送、電子情報の送付等に必要経費（郵便代、運送代等、プロバイダー使用料、回線使用料など） |
| 消耗品費 | 本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費 |
| 広告料 | 新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス等の広告掲示料、スライド映写料、折り込み広告料、電光ニュース、宣伝カー等による広告料など |
| 賃借料 | 本事業の実施に必要な備品の賃借に係る経費 |
| 印刷製本費 | 本事業の実施に必要な各種資料作成に係る費用、チラシ・パンフレット等の製作（企画、デザイン、製作等）に係る経費 |
| 補助人件費 | 本事業の実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費 |
| 外注費 | 本事業の効果検証等調査費、各種コンサルティング料 |
| 謝金 | 外部専門家等への謝礼金 |
| 保険料 | 本事業の実施に伴い新たに加入する保険に要する経費 |
| その他 | その他本事業において特に必要と考えられる経費 |
| <p>ただし、次に掲げる経費については、都が交付する事業費用の対象としない。</p> <p>一 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費</p> <p>二 本事業の実施に必要なと認められない経費</p> <p>三 領収書等により支払の事実が確認できないもの</p> <p>四 本事業の実施期間外に使用した経費（協定を締結した日以前及び原則として令和2年2月28日以降に使用した経費）</p> <p>五 既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているもの</p> | |